

## 関係規程

### ○日本学術会議会則（平成 17 年 10 月 24 日日本学術会議規則第 3 号）（抜粋）

（委員会の委員及び役員）

第二十八条 委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。
- 3 委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、総会が定める。
- 5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。

### ○委員会等の議事要旨の公開等に関するガイドライン（平成 30 年 3 月 30 日日本学術会議第 261 回幹事会決定）（抜粋）

#### 3. 議事要旨の作成

すべての会議等の議長は、会議等を開催した場合の議事要旨の作成、承認及び公開に責任を持つものとし、議事要旨の作成者（原則として委員のいずれか）を指名する。なお、分野別委員会については、「日本学術会議分野別委員会及び分科会等について」（平成 20 年 10 月 23 日日本学術会議第 67 回幹事会決定）に基づき、幹事等が議事要旨を作成するものとする。